

専承第 3 号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和 5 年 5 月 9 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

専決第5号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月31日専決

東郷町長 井 俣 憲 治

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

(1) 国民健康保険税の課税額の上限を次のように改正すること。

後期高齢者支援金等課税額の上限額20万円を22万円に改めること。（第2条第3項及び第23条第1項関係）

(2) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を次のように引き上げ、軽減の対象となる世帯を拡大すること。（第23条関係）

ア 5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額について285,000円を29万円に改めること。

イ 2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額について52万円を535,000円に改めること。

(3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。